

第18期定時株主総会電子提供措置事項

第 1 8 期 報 告 書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告
株 主 総 会 参 考 書 類

株式会社A n d D oホールディングス

(証券コード 3457)

(提供書面)

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、国内景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、物価高や金利上昇、中東情勢をはじめとする地政学的リスクの影響は継続しており、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、新築住宅の価格は引き続き高止まりしており、また、住宅ローン金利も上昇基調にあることから、顧客の購買意欲への影響が懸念されましたが、住宅需要は引き続き堅調に推移しております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、2030年6月期を最終年度とする中期経営計画に基づき、資本収益性を高め、持続的に企業価値向上が可能な基盤の構築に努めております。当連結会計年度におきましては、ハウス・リースバック事業の縮小やリフォーム事業の譲渡、不動産流通事業の不動産売買事業への統合などを進めるとともに、成長強化事業としてフランチャイズ事業、不動産売買事業、金融事業に資源を集中し、事業ポートフォリオの再構築に努めてまいりました。しかしながら、成長及び資本効率改善のドライバーである不動産売買事業において、営業人材の増強と物件仕入は順調に進んでいるものの、人材の定着及び育成に見込みより時間を要したことで、仕入の拡大から販売に至るまでの期間に乖離があったことや、大型案件処分の差異もあったことから、当初計画を下回り、人材確保への先行投資による費用の増加や縮小事業及び譲渡事業等の収益減少を補うに至りませんでした。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は49,617百万円(前期比23.4%減)、営業利益は1,120百万円(同57.3%減)、経常利益は1,120百万円(同61.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,452百万円(同38.0%減)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

1) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業では、店舗ネットワークのさらなる拡大に向け、積極的に広告宣伝及び人材投資を行い、新規加盟開発活動に注力いたしました。不動産業者や異業種から不動産業への新規参入企業、新規独立起業による加盟検討の問い合わせは順調に推移し、当連結会計年度における新規加盟契約は121件（前期比3.2%減）、累計加盟店舗数は733件となりました。

また、人材補強により、オープン準備からの加盟店フォロー体制強化により順調に新規開店が進んだことで、当連結会計年度における新規開店店舗数は111店舗（前期比32.1%増）、累計開店店舗数は637店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は3,234百万円（前期比3.6%増）、セグメント利益が1,928百万円（同0.4%増）となりました。

2) 不動産売買事業

不動産売買事業では、仕入及び販売促進のため人材投資を強化し、営業人員の確保及び対応エリアの拡大を図り、中古住宅買取再販をはじめとした仕入の強化及び市場のニーズに適した商品の提供に努め、当連結会計年度における取引件数は1,309件（前期比10.3%増）となりました。しかしながら、営業人材の増強と物件仕入は順調に拡大しているものの、人材の定着及び育成に見込みより時間を要したことで、仕入の拡大から販売に至るまでの期間に乖離があったことや、大型案件が前期より減少したことから、業績は当初計画を下回りました。

その結果、セグメント売上高は35,219百万円（前期比10.7%減）、セグメント利益が1,713百万円（同32.7%減）となりました。

3) 金融事業

金融事業では、グループの強みである全国ネットワークの査定力、販売力を活かした保証事業の拡大に注力してまいりました。シニア専用ローンであるリバースモーゲージは、老後の生活資金の確保など個人の消費性ローンとしての利用をはじめ、資金使途を制限しない当社グループ保証の特徴を活かすことで事業性資金としての需要にも利用が拡大しております。当連結会計年度におきましては、リバースモーゲージの認知度拡大及び利用促進に向けた提携金融機関との連携強化に努めたことにより、提携金融機関数は55行に拡大し、新規保証件数は513件（前期比1.8%増）、累計保証件数は2,308件、累計保証残高は35,344百万円となりました。

その結果、セグメント売上高は630百万円（前期比12.9%増）、セグメント利益が262百万円（同46.3%増）となりました。

4) ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック事業では、不動産を活用した資金調達手段として、ご高齢者を中心に多

様な資金ニーズに対応してまいりました。当連結会計年度におきましては、172件を新規に取得し、322件をファンドや不動産売買会社等への譲渡、再売買及び処分したことにより、当期末時点で累計保有件数453件となりました。

その結果、セグメント売上高は9,521百万円(前期比50.9%減)、セグメント利益が889百万円(同60.7%減)となりました。

事業別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第 17 期 (2025年6月期) (前連結会計年度)		第 18 期 (2026年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
フランチャイズ事業	3,121	4.8%	3,234	6.5%	113	3.6%
不動産売買事業	39,453	60.9%	35,219	71.0%	△4,234	△10.7%
金融事業	558	0.9%	630	1.3%	72	12.9%
ハウス・リースバック事業	19,400	30.0%	9,521	19.2%	△9,879	△50.9%
その他の	2,200	3.4%	1,011	2.0%	△1,188	△54.0%
合計	64,735	100.0%	49,617	100.0%	△15,117	△23.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,391百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

収益物件等の取得 845百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

使用目的変更に伴う販売用不動産へ振替 2,792百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金12,631百万円の調達を行いました。また、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行30行と総額16,202百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントにかかわる借入未実行残高は3,885百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2023年 6 月期)	第 16 期 (2024年 6 月期)	第 17 期 (2025年 6 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2026年 6 月期)
売上高(百万円)	49,552	67,579	64,735	49,617
経常利益(百万円)	3,358	3,457	2,943	1,120
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,195	2,476	2,341	1,452
1株当たり当期純利益 (円)	112.19	124.75	118.86	72.74
総資産(百万円)	83,027	79,568	71,973	67,798
純資産(百万円)	15,395	17,250	18,453	19,018
1株当たり純資産 (円)	784.67	865.07	923.77	952.07

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2023年 6 月期)	第 16 期 (2024年 6 月期)	第 17 期 (2025年 6 月期)	第 18 期 (当事業年度) (2026年 6 月期)
売上高(百万円)	25,309	34,843	25,632	11,194
経常利益(百万円)	2,746	3,291	2,532	1,011
当期純利益(百万円)	2,133	2,613	1,837	2,089
1株当たり当期純利益 (円)	109.05	131.64	93.30	104.64
総資産(百万円)	56,864	56,422	49,088	48,513
純資産(百万円)	12,248	14,231	14,922	16,108
1株当たり純資産 (円)	623.86	713.42	746.84	806.32

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハウストゥ住宅販売	5	100.0	フランチャイズ事業・ 不動産売買仲介業等
株式会社フィナンシャルトゥ	99	100.0	不動産担保融資・保証事業等
株式会社ハウストゥ販売管理	10	100.0	プロパティマネジメント等
株式会社京葉ビルド	90	100.0	不動産賃貸業等
株式会社ハウストゥ・ジャパン	3	100.0	不動産売買事業・ リフォーム事業等

(注) 当社子会社である株式会社ハウストゥ販売管理及び株式会社京葉ビルドは、2026年7月1日を効力発生日として、株式会社ハウストゥ販売管理を存続会社、株式会社京葉ビルドを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、緩やかに景気が回復する一方で、物価高や金利上昇の影響、地政学的リスクなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、住宅ローン金利の上昇に伴う顧客の購買意欲への影響が懸念されましたが、住宅需要は引き続き堅調を維持し、事業環境はおおむね良好に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 主要事業の強化と事業シナジーの強化

当社グループは、「全てのエリアにハウスドゥ お客様のより近くに安心、便利な窓口を創り出す。」をビジョンに、その窓口となる店舗ネットワークを全国に張り巡らせることを目指しております。そして、住宅・不動産業界における社会的な問題やお客様の不便さを解決することを事業化し、全国の店舗ネットワークを通じてサービスを提供してまいります。

全国に地域密着のフランチャイズチェーンを展開することにより、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客嗜好等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、事業シナジーを強化することで事業基盤の拡大を図ってまいります。

② ブランド戦略と都市部への展開

当社グループは、タレントで元プロ野球選手の古田敦也氏をイメージキャラクターに起用し、全国的にテレビCMを実施しており、お客様に安心・信頼のイメージを打ち出すとともに、認知度アップ・ブランド力向上を図り、フランチャイズ加盟店の増加につなげております。広告宣伝効果に加え、店舗数増加に伴うブランド価値や信用力向上効果もあり、フランチャイズ加盟検討企業の増加や、フランチャイズチェーン全体において、反響の増加に繋がっております。出店余地の大きい都市部への加盟開発強化をはじめ、さらなるネットワークの増大を図り、ブランド力の向上を図ってまいります。

③ フランチャイズ加盟店開発強化

不動産業界は、情報サービス化の方向で業界再編が進んでおります。大手はより規模を拡大し、住宅業界や建設資材関係大手も不動産業ネットワークを構築しようとする動きがあります。公益財団法人不動産流通推進センター発行の2026不動産業統計集（3月期改訂）によると、不動産業界はその90%超が従業員10名未満の中小零細企業であり、顧客の信頼を得るため、ブランド、ネットワークを必要とする企業が多く存在するものと考えます。また、わが国の豊かな国民生活、経済成長等を支える重要な基幹産業である不動産業に着目し、既存事業の強化や事業の多角化を目的とした異業種からの参入にも高いニーズがあります。そのような中、当社グループ

は、テレビ・ラジオCM等のメディア・ブランド戦略の実施と合わせて、さらなるフランチャイズネットワークの拡大のために積極的な募集活動を進めてまいります。

併せて、既存加盟店の業務支援サービス（特に教育・研修）の拡充とサービスレベルの向上を行い、加盟店の業績向上をアシストし、増店を推進してまいります。一方で、フランチャイズネットワークのサービスレベルに達しない、あるいは達する見込みがない加盟店については、入れ替え等の施策を実施することでフランチャイズチェーン全体のサービスレベルの向上を図ってまいります。

④ 販売用不動産の取得

当社グループは、「家・不動産買取専門店」のブランドで直営店を出店し、売主からの直接仕入情報の収集や、フランチャイズ加盟店及び地域不動産業者からの仕入れのルート構築を図っております。多岐にわたる仕入情報のチャンネルを構築することで安定した販売用不動産の取得を可能にしており、特に中古住宅の買取再販を強化することで、既存住宅活性化に貢献するとともに、資本収益性の改善を図ってまいります。

⑤ リバースモーゲージ保証事業強化

当社グループは、全国ネットワークの査定力、販売力を活かしたリバースモーゲージ保証事業を展開しており、不動産調査料及び保証料の安定した収益に加えて、将来的な不動産処分時における収益機会獲得の可能性を有する収益性の高い事業として注力しております。不動産を活用した高齢者の資金調達手段として今後の市場成長が見込まれる中、リバースモーゲージの認知度拡大及び利用促進に向け、新規金融機関との提携や既存提携金融機関における潜在顧客開拓を推進してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが必要と考えており、最も重要な経営課題の一つとして、2025年9月制定のコーポレートガバナンス・コードに沿って、強化に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、内部通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、お客様の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。ＣＣＯ（チーフコンプライアンスオフィサー）職を中心とし、日常業務における関連法令遵守の監督を徹底するとともに、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の定期的開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定等を行ってまいります。また、社内啓発活動を実施し、厳正な管理による企業の社会的責任（ＣＳＲ）を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

⑧ 資本収益性の改善

当社グループは、持続的な企業価値向上を図る上で、資本収益性（ＲＯＩＣ）の改善を重要な経営課題と位置付けております。成長性・収益性の高いフランチャイズ事業、不動産売買事業、金融事業に経営資源を集中させることで、強固な事業基盤の構築と利益率の改善を推進してまいります。

併せて、中古買取再販事業の強化による資本回転率の向上に加え、安定的なキャッシュ・フローの確保を通じた財務レバレッジの適正化を進め、経営資源の最適配分を実現してまいります。

⑨ 人材採用育成の強化

当社グループが手掛ける各事業を拡大する上で、人的サービスの占める割合は高く、当社グループは人材を最も重要な経営資源として位置付け、他社との差別化の源泉と捉えて、採用・育成体制を強化しております。採用においては、将来の中核を担う人材として、当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒社員の採用を行い、早期に戦力化を図るために効果的な教育研修を実施してまいります。

また、成長を加速するために、即戦力となるキャリア人材の採用も積極的に拡充してまいります。育成においては、階層別研修制度や資格支援制度も整備し、社員の自律的成長を後押ししております。さらに、営業部門、管理部門に限らず、すべての職種において時短勤務制度や育児・介護休暇制度などのワークライフバランス制度を導入し、ライフステージに応じた柔軟な働き方を支える環境整備に努めてまいります。

⑩ 株式会社第一ライフグループとの資本業務提携

当社は、2024年12月に、株式会社第一ライフグループとの間で資本業務提携契約を締結しております。本提携は、両社の経営資源を相互に活用し、良好な住環境の確保や不動産を活用した金融サービスの発展に資する中長期的な取り組みを推進することで、両社の事業拡大及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

今後は、両社のグループ会社における不動産・金融・生活関連サービス分野において協業を進め、事業収益の拡大及び企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,969,200株
- ③ 株主数 9,429名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
有限会社AMC	6,946,000	34.78
株式会社第一ライフグループ 資産運用・アセットマネジメントユニット	3,131,600	15.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	814,400	4.08
金城 泰然	300,000	1.50
小岩井 壮	230,000	1.15
京都中央信用金庫	224,000	1.12
大和証券株式会社	189,200	0.95
ハウストゥ取引先持株会	179,600	0.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	149,600	0.75
野村信託銀行株式会社（投信口）	115,600	0.58

(注) 持株比率については、自己株式(594株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	安 藤 正 弘	C E O 株式会社ハウズドゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ハウズドゥ販売管理 代表取締役 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役 株式会社京葉ビルド 代表取締役 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役 有限会社AMC 代表取締役 株式会社A&M 代表取締役 合同会社YMT 代表社員
取 締 役 副 会 長	富 田 数 明	C F O 兼 C H O 兼 指名・報酬委員 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	富 永 正 英	株式会社ハウズドゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ハウズドゥ販売管理 代表取締役 株式会社フィナンシャルドゥ 取締役 株式会社京葉ビルド 代表取締役 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 取締役
取 締 役 副 社 長	市 田 真 也	不動産事業部長 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役 株式会社ハウズドゥ住宅販売 取締役
取 締 役	佐 藤 淳	C C O 兼 C L O
取 締 役	西 川 重 樹	C A O 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 取締役
取 締 役	村 田 晋 一	C T O 兼 C I S O H-DO(THAILAND)Limited 代表取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	長 田 忠 千 代	指名・報酬委員 株式会社T&Aマネジメント 代表取締役 BACKSEAT暗号資産交換業株式会社 社外監査役 株式会社Def consulting 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	信 実 克 哉	株式会社ストラテジック・エンゲージメント 代表取締役 株式会社Capital Growth Strategies 代表取締役 シュッピン株式会社 社外取締役
取 締 役 （常勤監査等委員）	古 山 利 之	株式会社ハウスドゥ住宅販売 監査役 株式会社ハウスドゥ販売管理 監査役 株式会社フィナンシャルドゥ 監査役 株式会社京葉ビルド 監査役 株式会社ハウスドゥ・ジャパン 監査役
取締役（監査等委員）	本 多 利 枝	林・西郷法律事務所 弁護士 株式会社助太刀 社外監査役
取締役（監査等委員）	來 嶋 真 也	指名・報酬委員 來嶋公認会計士・税理士事務所 代表 BPO accounting株式会社 代表取締役 千代田インテグレ株式会社 社外取締役

- （注） 1. 取締役長田忠千代氏、取締役信実克哉氏、取締役（監査等委員）本多利枝氏及び取締役（監査等委員）來嶋真也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）古山利之氏は、常勤監査等委員であります。金融機関の法人部門での長年の経験と、事業会社でのCFO・監査等委員などの経営経験を有しており、財務及び会計における相当程度の知見を有しております。当社の事業内容全般に精通する常勤者として情報収集の実効性向上を強化するため、同氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）來嶋真也氏は、公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役長田忠千代氏、取締役信実克哉氏、取締役（監査等委員）本多利枝氏及び取締役（監査等委員）來嶋真也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社及び当社の子会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為や、私的な利益若しくは便宜の違法な取得に起因して生じた損害等については補償対象外としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等決定の件】

2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役（「監査等委員である取締役」を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、当該方針を下記のとおりといたします。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬として

の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の「基本報酬」（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いと個人の評価等に応じて算出された額を「役員賞与」（金銭報酬）として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、「新株予約権（ストックオプション）」報酬とし、定時株主総会終了後に開催する取締役会で付与の有無を決定の上、毎年一定の時期に、無償で付与するものとする。その内容及び付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）において検討を行う。

取締役会及び下記「5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に基づき委任を受けた代表取締役社長（現：代表取締役会長）は、報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（現：代表取締役会長）がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の

額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長（現：代表取締役会長）によって適切に行使されるよう、役員報酬の協議機関である報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長（現：代表取締役会長）は、当該答申の内容を踏まえ、同委員会と十分協議を行った上で決定をしなければならないこととする。なお、新株予約権（ストックオプション）報酬については、個人別の割当株式数を取締役会において決議する。

ロ、当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	206 (14)	206 (14)	－ (－)	－ (－)	11 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	25 (12)	25 (12)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 （うち社外役員）	231 (27)	231 (27)	－ (－)	－ (－)	15 (6)

- （注） 1. 上表には、2025年9月26日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名（うち、社外取締役1名）及び、取締役（監査等委員）1名（うち、社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第9期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 取締役会は、代表取締役会長安藤正弘氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには創業者である代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役長田忠千代氏は、株式会社T&Aマネジメントの代表取締役であり、また、BACKSEAT暗号資産交換業株式会社の社外監査役、株式会社Def consultingの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役信実克哉氏は、株式会社ストラテジック・エンゲージメント及び株式会社Capital Growth Strategiesの代表取締役であり、また、シュッピン株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）本多利枝氏は、林・西郷法律事務所の弁護士であり、また、株式会社助太刀の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）來嶋真也氏は、來嶋公認会計士・税理士事務所の代表兼公認会計士、税理士であり、また、BPO accounting株式会社の代表取締役、千代田インテグレ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長 田 忠 千 代	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、長年にわたる金融機関での豊富な経験と幅広い見識に基づき、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 指名・報酬委員会の委員として、2025年9月26日就任以降に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員指名・報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	信 実 克 哉	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、客観的立場から適時適切に経営陣に対する活発な意見表明を行い、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	本 多 利 枝	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業法務また、コーポレート・ガバナンスの観点から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、出席した監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。 指名・報酬委員会の委員として、2025年9月26日退任までに開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員指名・報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	來 嶋 真 也	2025年9月26日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士・税理士としての専門知識と実務経験を活かし、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、出席した監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。 指名・報酬委員会の委員として、2025年9月26日就任以降に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員指名・報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 前記及び上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が16回ありました。

連結貸借対照表

(2026年 6 月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	52,551	流 動 負 債	32,943
現 金 及 び 預 金	9,335	工 事 未 払 金	637
売 掛 金	46	短 期 借 入 金	15,467
販 売 用 不 動 産	29,852	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	776
仕 掛 販 売 用 不 動 産	9,745	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	12,906
未 成 工 事 支 出 金	225	リ ー ス 債 務	0
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	48	未 払 金	430
営 業 貸 付 金	1,675	未 払 費 用	337
そ の 他	1,624	未 払 法 人 税 等	604
貸 倒 引 当 金	△2	未 払 消 費 税 等	93
固 定 資 産	15,246	契 約 負 債 金	1,023
有 形 固 定 資 産	6,125	賞 与 引 当 金	86
建 物 及 び 構 築 物	1,310	完 成 工 事 補 償 引 当 金	8
土 地	4,778	そ の 他	571
そ の 他	36	固 定 負 債	15,836
無 形 固 定 資 産	1,111	社 債 債 金	560
の れ ん	9	長 期 借 入 金	14,557
そ の 他	1,102	リ ー ス 債 務	2
投 資 そ の 他 の 資 産	8,010	長 期 預 り 保 証 金	585
投 資 有 価 証 券	6,520	繰 延 税 金 負 債	45
長 期 前 払 費 用	307	資 産 除 去 債 務	83
繰 延 税 金 資 産	492	完 成 工 事 補 償 引 当 金	3
そ の 他	695	負 債 合 計	48,780
貸 倒 引 当 金	△6	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	67,798	株 主 資 本	18,963
		資 本 金	3,471
		資 本 剰 余 金	3,489
		利 益 剰 余 金	12,003
		自 己 株 式	△0
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	47
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	48
		新 株 予 約 権	7
		純 資 産 合 計	19,018
		負 債 純 資 産 合 計	67,798

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			49,617
売上原価			38,846
売上総利益			10,771
販売費及び一般管理費			9,651
営業利益			1,120
営業外収益			
受取利息及び配当金	12		
匿名組合投資利益	809		
持分法による投資利益	0		
その他	161		984
営業外費用			
支払利息	839		
支払手数料	131		
その他	12		983
経常利益			1,120
特別利益			
固定資産売却益	2		
新株予約権戻入益	11		
関係会社株式売却益	1,382		1,396
特別損失			
固定資産除却損	14		
投資有価証券評価損	4		
減損損失	29		48
税金等調整前当期純利益			2,468
法人税、住民税及び事業税	1,149		
法人税等調整額	△133		1,016
当期純利益			1,452
親会社株主に帰属する当期純利益			1,452

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,737	流 動 負 債	19,684
現 金 及 び 預 金	5,087	工 事 未 払 金	80
販 売 用 不 動 産	7,991	短 期 借 入 金	9,270
仕 掛 販 売 用 不 動 産	328	1年以内償還予定の社債	716
前 渡 金	175	1年以内返済予定の長期借入金	8,666
前 払 費 用	135	未 払 金	574
関係会社短期貸付金	15,348	未 払 費 用	98
そ の 他	670	未 払 法 人 税 等	50
貸 倒 引 当 金	△0	契 約 負 債	29
固 定 資 産	18,776	預 り 金	112
有 形 固 定 資 産	3,313	前 受 収 益 金	60
建 物	764	賞 与 引 当 金	26
構 築 物	12	固 定 負 債	12,720
船 舶	0	社 債	560
車 両 運 搬 具	10	長 期 借 入 金	12,031
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2	長 期 預 り 保 証 金	77
土 地	2,510	資 産 除 去 債 務	51
建 設 仮 勘 定	12	負 債 合 計	32,405
無 形 固 定 資 産	1,096	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	22	株 主 資 本	16,101
借 地 権	126	資 本 金	3,471
ソ フ ト ウ エ ア	888	資 本 剰 余 金	3,489
そ の 他	59	資 本 準 備 金	3,489
投 資 そ の 他 の 資 産	14,366	利 益 剰 余 金	9,141
投 資 有 価 証 券	6,348	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,141
関 係 会 社 株 式	7,065	別 途 積 立 金	75
出 資 金	4	繰 越 利 益 剰 余 金	9,066
長 期 前 払 費 用	275	自 己 株 式	△0
繰 延 税 金 資 産	236	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△0
そ の 他	442	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△0
貸 倒 引 当 金	△6	新 株 予 約 権	7
資 産 合 計	48,513	純 資 産 合 計	16,108
		負 債 純 資 産 合 計	48,513

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から)
(2026年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	11,194
売上原価	6,511
売上総利益	4,683
販売費及び一般管理費	4,493
営業利益	189
営業外収益	
受取利息及び配当金	606
匿名組合投資利益	809
その他	114
営業外費用	
支払利息	634
支払手数料	69
その他	4
経常利益	709
特別利益	1,011
新株予約権戻入益	11
関係会社株式売却益	1,382
特別損失	
固定資産除却損	6
投資有価証券評価損	4
減損損失	8
税引前当期純利益	19
法人税、住民税及び事業税	2,385
法人税等調整額	379
当期純利益	△83
	296
	2,089

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月20日

株式会社And Doホールディングス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 祐 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 村 祐 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社And Doホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社And Doホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月20日

株式会社And Doホールディングス
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 祐 之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 村 祐 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社And Doホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につ
いても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 8 月 20 日

株式会社And Doホールディングス 監査等委員会

取締役（監査等委員・常勤） 古 山 利 之 ㊞

取締役（監査等委員） 本 多 利 枝 ㊞

取締役（監査等委員） 来 嶋 真 也 ㊞

(注) 監査等委員本多利枝及び来嶋真也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社
外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当につきましては経営上の重点施策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様に継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期末の普通配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金46円

配当総額918,555,876円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年 9 月28日

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役 2 名を含む取締役 8 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

社 外：社外取締役候補者
独立役員：東京証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号		性別	氏 名	現在の当社における地位
1	再任	男性	安藤 正弘	代 表 取 締 役 会 長
2	再任	男性	富田 数明	取 締 役 副 会 長
3	再任	男性	富永 正英	代 表 取 締 役 社 長
4	再任	男性	市田 真也	取 締 役 副 社 長
5	再任	男性	佐藤 淳	取 締 役
6	再任	男性	西川 重樹	取 締 役
7	再任	社外 独立役員	男性 長田忠千代	取 締 役
8	再任	社外 独立役員	男性 信実 克哉	取 締 役

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	あんどう まさひろ 安 藤 正 弘 (1965年6月11日)	1985年4月 ㈱戸田建設 入社 1991年4月 三伸住販㈱(後の㈱AMC、当社が2013年7月に吸収合併) 代表取締役 1997年3月 ㈱アンドエマ(後の㈱ハウスドゥ京都、当社が2013年7月に吸収合併) 設立 代表取締役 1998年7月 ㈱安藤工務店(後の㈱ハウスドゥ京都、当社が2013年7月に吸収合併) 設立 代表取締役 2000年10月 ㈱AMC 代表取締役(現任) 2009年1月 ㈱ハウスドゥ・フランチャイズ・システムズ(現：当社) 設立 代表取締役 2010年3月 ㈱ハウスドゥ住宅販売設立 代表取締役(現任) 2011年11月 ㈱ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング(現：㈱ハウスドゥ販売管理) 設立 代表取締役(現任) 2012年2月 ㈱ハウスドゥローンサービス(現：㈱フィナンシャルドゥ) 設立 代表取締役 2015年7月 当社 代表取締役社長 C E O 兼 営業統括本部長 2016年7月 当社 代表取締役社長 C E O 2018年2月 ㈱京葉ビルド 代表取締役(現任) 2019年8月 ㈱小山建設(㈱ハウスドゥ・ジャパンが2023年1月に吸収合併) 取締役 2019年8月 ㈱小山不動産(㈱ピーエムドゥ(現：㈱ハウスドゥ販売管理)が2022年1月に吸収合併) 取締役 2019年8月 ㈱草加松原住建(現：㈱ハウスドゥ・ジャパン) 取締役 2019年8月 ㈱A&M 代表取締役(現任) 2020年7月 ㈱ハウスドゥ・ジャパン 代表取締役(現任) 2020年12月 ㈱フィナンシャルドゥ 代表取締役(現任) 2024年5月 (同)YMT 代表社員(現任) 2024年9月 当社 代表取締役会長 C E O(現任)	- 株
	◇選任の理由 安藤正弘氏は、当社創業者として、当社事業に関する豊富な知識と経験を活かして事業拡大を図るなど、当社及び当社グループの経営を牽引しております。当社及び当社グループの経営に関する幅広く深い知見と、その成長に対する強い思いを有しており、引き続き経営の方向性を示すとともに、監督機能を適切に発揮することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	と み た か ず あ き 富 田 数 明 (1955年 5 月25日)	1979年 4 月 ㈱滋賀銀行 入行 2001年 6 月 ㈱滋賀銀行 梅田支店長 2008年 4 月 (一財)日本パプテスト連盟医療団 出向 管理部長 2010年 3 月 (一財)日本パプテスト連盟医療団 入職 専務理事 事務局長 2016年 1 月 当社 入社 2017年 6 月 当社 財務部長 2017年11月 当社 執行役員 管理本部長 兼 財務部長 2018年 3 月 当社 執行役員 管理本部長 兼 財務部長 兼 不動産フ ァンド事業部長 2018年 8 月 当社 執行役員 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 不動 産ファンド事業部長 2018年 9 月 当社 取締役 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 不動産 ファンド事業部長 2019年 1 月 当社 専務取締役 C F O 兼 経営戦略本部長 兼 財務 部長 2019年 9 月 ㈱フィナンシャルドゥ 取締役 2020年 1 月 当社 専務取締役 C F O 兼 経営戦略本部長 兼 財務 部長 兼 経理部長 2020年 7 月 ㈱フィナンシャルドゥ 代表取締役 (現任) 2020年 8 月 当社 専務取締役 C F O 兼 経営戦略本部長 兼 財務 部長 2023年 8 月 当社 専務取締役 C F O 兼 経営戦略本部長 2024年 9 月 当社 取締役副会長 C F O 兼 経営戦略本部長 2025年 9 月 当社 取締役副会長 C F O 兼 C H O 兼 指名・報酬 委員 (現任)	10, 200株
	◇選任の理由 富田数明氏は、当社入社後、取締役CF0として経理・財務部門を統率し、財務状況の改善や経営戦略の策定・推進において中心的な役割を担うなど、当社及び当社グループの経営に貢献しております。その実績を踏まえ、引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	と み な が ま さ ひ で 富 永 正 英 (1980年12月 1 日)	2003年 4 月 ㈱オリエントハウジング (現：当社) 入社 2010年 4 月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 代表取締役 2013年 7 月 当社 取締役 2015年 6 月 当社 執行役員 収益不動産事業部長 2016年 7 月 当社 執行役員 ハウス・リースバック事業部長 2017年 5 月 ㈱ピーエムドゥ (現：㈱ハウスドゥ販売管理) 代表取締役 2018年 2 月 ㈱京葉ビルド 取締役 2018年 6 月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 代表取締役 2018年 7 月 ㈱京葉ビルド 代表取締役 (現任) 2018年 9 月 当社 取締役 ハウス・リースバック事業部長 2019年 9 月 ㈱ピーエムドゥ (現：㈱ハウスドゥ販売管理) 代表取締役 (現任) 2020年 1 月 当社 取締役 ハウス・リースバック事業部長 兼 FC事業部長 2020年 1 月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 代表取締役 兼 営業部長 2020年 2 月 当社 常務取締役 ハウス・リースバック事業部長 兼 FC事業部長 2020年 7 月 当社 常務取締役 ハウス・リースバック事業部長 2020年 7 月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 代表取締役 (現任) 2020年 7 月 ㈱ハウスドゥ・ジャパン 代表取締役 2022年 1 月 ㈱ハウスドゥ・ジャパン 取締役 (現任) 2023年 7 月 当社 常務取締役 2024年 9 月 当社 代表取締役社長 (現任) 2025年 4 月 ㈱フィナンシャルドゥ 取締役 (現任)	50,300株
	◇選任の理由 富永正英氏は、当社入社後、ハウス・リースバック事業を担当する取締役として経営を担ってまいりました。当社及び当社グループの経営に関する幅広く深い知見と、その成長に対する強い思いを有しており、これらを引き続き経営に活かしていただけると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	いちだ しんや 市 田 真 也 (1978年11月6日)	2001年9月 (株)リステアホールディングス 入社 2004年5月 (株)INDEN 入社 2007年7月 みずほ信不動産販売(株) (現：みずほ不動産販売(株)) 入社 2010年8月 京都トヨペット(株) 入社 2011年9月 (株)オウミ宅建 入社 2012年3月 当社 入社 2013年12月 当社 山科中央店 店長 2017年12月 当社 売買事業部 (現：不動産事業部) 営業部長 2019年8月 当社 執行役員 売買事業部 (現：不動産事業部) 事業部長 2020年7月 (株)ハウズドゥ・ジャパン 取締役 2021年3月 (株)ハウズドゥ住宅販売 取締役 (現任) 2022年1月 (株)ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役 (現任) 2022年11月 当社 執行役員 不動産事業部長 兼 建築管理本部長 2023年9月 当社 取締役 不動産事業部長 兼 建築管理本部長 2024年9月 当社 取締役副社長 不動産事業部長 兼 建築管理本部長 2025年1月 当社 取締役副社長 不動産事業部長 (現任)	8,800株
◇選任の理由 市田真也氏は、当社入社後、不動産事業を担当する取締役として経営を担ってまいりました。当社及び当社グループの経営に関する幅広く深い知見と、その成長に対する強い思いを有しており、これらを引き続き経営に活かしていただけると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	さ と う あ つ し 佐 藤 淳 (1963年 4 月22日)	1994年 4 月 最高裁判所司法研修所 入所	3, 500株
		1996年 4 月 弁護士登録 渡邊隆法律事務所 入所	
2001年 4 月 法律事務所 玲 開設			
2011年 1 月 東京地方裁判所 司法委員			
2012年10月 最高裁判所 民事調停官			
2017年 9 月 当社 入社			
2018年 1 月 当社 C L O			
2018年 9 月 当社 取締役 C L O			
2019年 8 月 当社 取締役 C C O 兼 C L O (現任)			
◇選任の理由 佐藤淳氏は弁護士資格を有しており、弁護士としての長年の経験から、当社入社後は、取締役CCO兼CLOとして当社及び当社グループにおける各種法務案件に対応しております。その実績を踏まえ、引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	にしかわ しげき 西 川 重 樹 (1966年 9 月 2 日)	1989年 4 月 第一生命保険相互会社（現：第一生命保険㈱）入社 2003年 4 月 第一生命保険相互会社（現：第一生命保険㈱）不動産部 マネジャー 2010年 4 月 ㈱第一ビルディング 取締役 ビル事業部長 出向 2016年 4 月 ㈱第一ビルディング 常務取締役 総務部長 2018年 4 月 第一生命保険㈱ 不動産部長 2021年 4 月 相互住宅㈱ 取締役常務執行役員 出向 2024年 4 月 相互住宅㈱ 取締役専務執行役員 2025年 4 月 当社 事業推進本部 総務部長 出向 2025年 9 月 当社 取締役 C A O （現任） 2025年12月 ㈱ハウズドゥ・ジャパン 取締役（現任）	200株
	◇選任の理由 西川重樹氏は、第一生命保険株式会社に於て長年にわたり不動産関連業務に従事した後、同社グループの不動産関連会社において、取締役として実績を重ねてられました。2024年12月に当社と第一生命ホールディングス株式会社（現：株式会社第一ライフグループ）との間で資本業務提携契約を締結したことを受け、当社取締役として経営体制の強化に大きく貢献しております。その実績を引き続き当社及び当社グループの経営に活かしていただけると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	お さ だ た だ ち よ 長 田 忠 千 代 (1956年10月26日)	1980年 4月 ㈱三菱銀行（現：㈱三菱UFJ銀行） 入行 2014年 5月 ㈱三菱UFJ銀行 代表取締役専務 2015年 6月 東京急行電鉄㈱（現：東急㈱） 常勤監査役 2018年 5月 ㈱T&Aマネジメント 設立 代表取締役（現任） 2018年11月 ㈱coinbook（現：BACKSEAT暗号資産交換業㈱） 社外監査役（現任） 2019年11月 ㈱バンカーズ・ホールディング 代表取締役 2022年 3月 （一社）メタバース推進協議会 監事（現任） 2022年 8月 Shinwa Wise Holdings㈱ 社外取締役 2022年10月 藤田医科大学 客員教授（現任） 2023年 5月 （一社）生成AI活用普及協会 理事（現任） 2024年 9月 当社 社外取締役 2025年 9月 当社 社外取締役 兼 指名・報酬委員（現任） 2025年12月 ㈱Def consulting 社外取締役（監査等委員）（現任）	1,700株
◇選任の理由及び期待される役割の概要 長田忠千代氏は、取締役会において、金融機関での豊富な経験や、仮想空間・IT等の最先端産業における企業経営に関する豊富な見識をもとに、適時適切に経営陣に対して活発な意見表明を行い、経営の監督に適切な役割を果たしてまいりました。同氏には、引き続き当社の持続的な企業価値の向上に向け、客観的な立場から経営判断及び監督を行っていただくことを期待しており、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	のぶざね かつや 信 実 克 哉 (1987年 7 月 30日)	2010年 4 月 ㈱みずほフィナンシャルグループ グローバルカバレ ジ アジア投資銀行部門 入社	3,200株
		2012年11月 Dodge & Cox 入社	
2016年12月 Fidelity Management & Research (Japan) 入社			
2023年 9 月 ㈱ストラテジック・エンゲージメント 設立 代表取締 役 (現任)			
2024年 7 月 ㈱Capital Growth Strategies 設立 代表取締役 (現 任)			
2024年 9 月 当社 社外取締役 (現任)			
2026年 1 月 シュッピン㈱ 社外取締役 (現任)			
◇選任の理由及び期待される役割の概要 信実克哉氏は、取締役会において、海外機関投資家としての豊富な見識をもとに、適時適切に経営陣に対して活 発な意見表明を行い、経営の監督に適切な役割を果たしてまいりました。同氏には、引き続き当社の持続的な企 業価値の向上に向け、客観的な立場から経営判断及び監督を行っていただくことを期待しており、社外取締役と して適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 長田忠千代氏及び信実克哉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 長田忠千代氏及び信実克哉氏は現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、長田忠千代氏及び信実克哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 本議案における各氏は、現在いずれも当社の取締役であるところ、当社は保険会社との間で、各氏を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時（2026年9月1日時点）においても同内容での更新を予定しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約には免責額の定めを設けておりません。本議案が原案どおり承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
6. 当社は、長田忠千代氏及び信実克哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

【ご参考】取締役会の構成及び取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の本総会終結後の取締役会の構成及び取締役の専門性と経験分野の分布図は以下のとおりであります。

主な専門性・経験の項目としては、公正で透明性の高い経営を实践する上で中核的なスキルと考える「企業経営」「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」「金融」及び「不動産事業の知見」に関するスキルを設定しております。また、長期ビジョンで掲げる経営戦略の実現のために重要度の高い項目として「IT」「人材育成」及び「サステナビリティ・ESG」の項目も設定しております。

氏 名	当社における地位	主な専門性・経験							
		企業 経営	財務 ・ 会計	法務・ リスク マネジ メント	金融	不動 産事 業の 知見	I T	人材 育成	サステ ナビリ ティ・ E S G
安藤 正弘	代表取締役会長	●			●	●			
富田 数明	取締役副会長	●	●		●				
富永 正英	代表取締役社長	●				●			
市田 真也	取締役副社長					●			
佐藤 淳	取締役	●		●					
西川 重樹	取締役					●		●	●
長田忠千代	社外取締役（独立）	●			●		●		
信実 克哉	社外取締役（独立）	●	●		●				
古山 利之	取締役 （常勤監査等委員）	●	●		●				
本多 利枝	社外取締役（独立） （監査等委員）			●					
來嶋 真也	社外取締役（独立） （監査等委員）		●						

（注） 1. 監査等委員である取締役（古山利之氏、本多利枝氏及び來嶋真也氏の3名）は、改選期ではないため取締役候補者ではありませんが、参考として記載しております。

2. 特筆すべきスキルのうち、上位3つ以内のスキルを表示しております。

メ モ

Handwriting practice area with 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice area with 15 horizontal dashed lines.

